

○農財林水產省、厚生勞働省、經濟產業省、告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第十一項第二号二の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第十一項第二号二の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

四三

去  
事

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



規則第四条第六号に規定する分  
別基準適合物

規則別表第二の六の項の下欄の イに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種
五八〇、五八六	六〇、六四四	二、一一五	五八、八四一	一五、八九七	二、一〇七	五八、〇八一

規則第四条第六号に規定する分  
別基準適合物

規則別表第二の六の項の下欄の イに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種
五七三、六三一	五八、〇八一	二、一〇七	五八、八九四	一五、二〇一	二、一〇七	五七三、六三一